

淡路市農業委員会委員（農業委員）募集要項

1 募集の内容

- (1) 募集人数 19人
- (2) 任期 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで（3年間）
- (3) 身分 淡路市の特別職の非常勤職員
- (4) 委員報酬 月額30,000円

※淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例月額に基づき支給します。

2 職務内容

- (1) 毎月開催する農業委員会総会（毎月1回、2時間程度開催）への出席（農地法の規定する農地の権利移動、転用の許可等の審議、決定及び現地調査）
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積と集約化、遊休農地の発生防止と解消、農業への新規参入の促進業務）
- (3) 農地利用最適化推進委員と連携した現場活動（農地パトロールの実施等）

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

4 推薦及び応募の方法

下記(1)の様式に必要事項を記入のうえ、持参により、淡路市農業委員会事務局まで提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ア 市内の農業者（個人）が推薦する場合（様式第1号）
- イ 団体が推薦する場合 （様式第2号）
- ウ 自ら応募する場合 （様式第3号）

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

窓 口	所在地
淡路市農業委員会事務局	淡路市生穂新島8番地
岩屋事務所	淡路市岩屋1514番地18
北淡事務所	淡路市富島25番地41
一宮事務所	淡路市郡家170番地1
東浦事務所	淡路市久留麻239番地1

<淡路市農業委員会ホームページ>

<https://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/nougyouinkai/>

5 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで（必着）

※市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込み状況等によって、書類の提出期間は延長する場合があります。

この場合、受付期間最終日以降に淡路市ホームページ等により公表します。

6 選考方法及び選考結果

淡路市農業委員会委員候補者評価委員会を設置し、提出された書類をもとに選考を行います。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

また、農業委員の任命には、淡路市議会の同意が必要となることから、選考結果は、令和8年6月下旬に淡路市ホームページ等により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

なお、農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律により、次のとおりとすることが定められています。

- (1) 原則として認定農業者が委員の過半数を占めること。
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれていること。
- (3) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

7 情報の公表

提出された推薦書又は応募申込書のうち、住所、生年月日、電話番号を除く内容を淡路市ホームページ等にて、受付期間の中間及び終了後に公表します。

8 推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地（淡路市役所1号館2階）

淡路市農業委員会事務局 電話0799-64-2516（直通）

9 その他

- (1) 推薦書又は応募申込書に記入された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会を行う場合があります。
- (2) 同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、2つの委員を兼ねることはできません。